

議案第 37 号

三次市公共下水道条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福岡 誠志

三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

三次市公共下水道条例（平成 16 年三次市条例第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

8 立方メートルまで	1, 040	8 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	140
		20 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	160
		50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	180
		100 立方メートルを超え 200 立方メートルまで	200
		200 立方メートルを超えるもの	230
10 立方メートルまで	3, 000	10 立方メートルを超えるもの	470

」を

「

10 立方メートルまで	1, 350	10 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	220
-------------	--------	---------------------------	-----

		100立方メートルを超えるもの	300
10立方メートルまで	3,900	10立方メートルを超えるもの	610

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三次市公共下水道条例の規定は、令和6年10月使用分の使用料から適用し、同年9月使用分以前の使用料については、なお従前の例による。